

岩倉市スポーツ協会スポーツ競技 全国大会等出場者奨励費支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に出場する選手及びチームを奨励することにより、本市スポーツ協会のスポーツ競技全国大会等奨励費（以下「奨励費」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会という。

- (1) 国民体育大会
- (2) 全国青年体育大会
- (3) 日本選手権大会
- (4) 日本スポーツ協会加盟競技団体が開催する全国大会
- (5) 国際競技大会
- (6) 教育関係機関が開催する全国大会以上の規模の大会でスポーツ協会が認めたもの
- (7) その他岩倉市スポーツ協会が特に必要と認める全国大会以上の規模の大会

(奨励費の支給)

第3条 会長は、次に掲げる選手又はチームで、全国大会等に出場する者に対して、奨励費を支給する。

- (1) 市内に住所を有し、個人が競技に出場する選手
- (2) 岩倉市スポーツ協会加盟団体に所属する選手
- (3) 主に市内に住所を有する者及び市内の事業所に勤務する者によって構成されるチーム

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、奨励費を支給しない。

- (1) 予選又は選考会を経ずに出場する者
- (2) 市内又はこれに準ずる区域を越える規模の予選又は選考会を経ずに出場する者

(奨励費の額)

第5条 奨励費の額は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認

める場合は、この限りではない。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 個人 | 3, 000円 |
| (2) 2人以上9人以下のチーム | 12, 000円 |
| (3) 10人以上のチーム | 18, 000円 |

(支給の申請)

第6条 奨励費の支給を受けようとする者は、全国大会等が開催される日の10日前までに岩倉市スポーツ協会スポーツ競技全国大会等出場者奨励費支給申請書を会長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 会長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、この要綱に適合するときは、奨励費を支給するものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。